ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑭　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑮　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、本年度、他の申請済みの工事で提出した確認資料と同じ内容の確認資料について、提出を省略することが出来る試行対象工事である。

⑯　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⑰　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「中国四国農政局工事成績等評価実施要領」（平成15年３月24日付け14中総第689号㈱中国四国農政局長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑱　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑲　本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、３次元座標値を用いた情報化施工技術を活用する工事の対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑭の全ての条件を満たしている者であること。

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木一式工事」の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,150点以上であること。上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　技術提案が適正であること。

⑺　企業の施工実績は、平成18年度から令和２年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、「杭打ち工」を施工した実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

①　平成18年度から令和２年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、「土工事」の施工実績を有すること。ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の監理技術者等が同種工事の経験を有すること。

②　監理技術者等は、１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者とする。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定めている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑤　配置予定監理技術者等の専任期間　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知日」における日付）とする。

⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号㈱）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等

⑿　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

⒁　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

②　企業の技術的能力等に関する事項

・情報化施工技術の活用

・ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

③　技術提案に関する事項

・発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性